都市交通委員会資料

令和3年1月25日

【報告】「市バス営業所の管理委託に伴う提案競技の実施」について(追加)

# 市バス営業所の管理委託に伴う提案競技の実施について

## 1. 管理委託の概要

市バス営業所の管理委託は、自動車事業の抜本的な経営改善を図るため、平成 16 年度から実施しており、現在、平成 28 年度の提案競技を経て、魚崎、松原、落合、西神の4営業所について、平成 29 年度から令和3年度までの5年間の委託を行っている。

令和3年度をもって現在の委託契約の期間満了を迎えるにあたり、令和4年度から令和8年度までの5年間を契約期間とする提案競技を実施し、受託事業者を改めて選定する。

## 2. 対象営業所

- (1) 魚崎営業所
- (2) 松原営業所
- (3) 落合営業所
- (4) 西神営業所

# 3. 委託業務

運転業務、運行管理業務、営業所の管理業務(施設管理業務、窓口業務、営業管理業務など)、整備管理業務及びこれらに付随する一切の業務(一部の車検業務及びエンジン分解整備業務を除く)

#### 

#### 5. 受託候補者の選定方法

魚崎、松原、落合、西神の4営業所について、企画提案方式による公募提案 競技を実施する。

受託候補者の選定にあたっては、安全・安定運行、経済性、サービス水準の 3つの観点を柱とする選定基準に基づき、営業所毎に提案内容を審査し、総合 評価の上選定する。

提案内容の評価にあたっては、学識経験者、弁護士、公認会計士、交通局職員(2名)で構成する受託候補者選定検討委員会を設置し、専門的観点から意見を聴取することで、評価における客観性・適正性を確保する。

# 6. 今後のスケジュール

・募集要項の配布

応募提案書類の受付

・受託候補者の選定

・ 近畿運輸局への許可申請

令和3年2月上旬

令和3年3月下旬

令和3年5月以降

令和4年1月頃

# <参考1> 応募条件

1. 道路運送法その他関係法令等に適合すること。

- (1) 道路運送法第 4 条の許可を受けた一般乗合旅客自動車運送事業者であ ること。
- (2) 事業者が既に一般乗合旅客自動車運送事業を行っている場合は、一定 期間、当該事業に関し法令等の違反による行政処分を受けていないこと。
- 2. 兵庫県内に一般乗合バス路線(高速・定期観光・限定・深夜を除く)を有 すること。
- 3. 国税(法人税及び消費税)及び兵庫県内に事業所等がある場合は事業所 所在地の市税(法人市民税及び固定資産税)を滞納していないこと。
- 4. 暴力団員が役員として経営に関与(実質的に関与している場合を含む) していないこと等「神戸市交通局契約事務等からの暴力団等の排除に関 する要綱第5条」に該当しないこと。

### <参考2> 市バス営業所の管理委託について

管理委託とは、市は国土交通省から事業許可を受けた路線を保有したまま、 受託事業者が市バス車両を使用し、市の運賃制度と運行計画(運行路線、運行 回数等)に基づいて車両の運転、運行管理、営業所管理、整備管理などの業務 を行う制度であり、運営は全て市名義で行い、第三者に対する経営上の責任も 市が負う。

# <参考3> 選定基準

項目	評価する内容	配点
安全・安定運行	<ul><li>・安全マネジメントに対する取り組み</li><li>・危機管理体制</li><li>・事業経験 など (※)</li></ul>	4 0
経済性	<ul><li>・業務実施費用見積額</li><li>・経営の安定性 など</li></ul>	2 5
サービス水準	・提案内容の実現性 ・市民サービス,顧客満足度等の向上への取り組み ・教育・研修制度 ・苦情等お客様対応の適切性 など	2 5
地元企業	・地元企業育成の視点による地元企業等への加点	1 0

<sup>※</sup>さらに、現行受託事業者においては、直近の受託期間における実績を評価し、+5点 $\sim$  $\Delta$ 5点の範囲で反映させる。